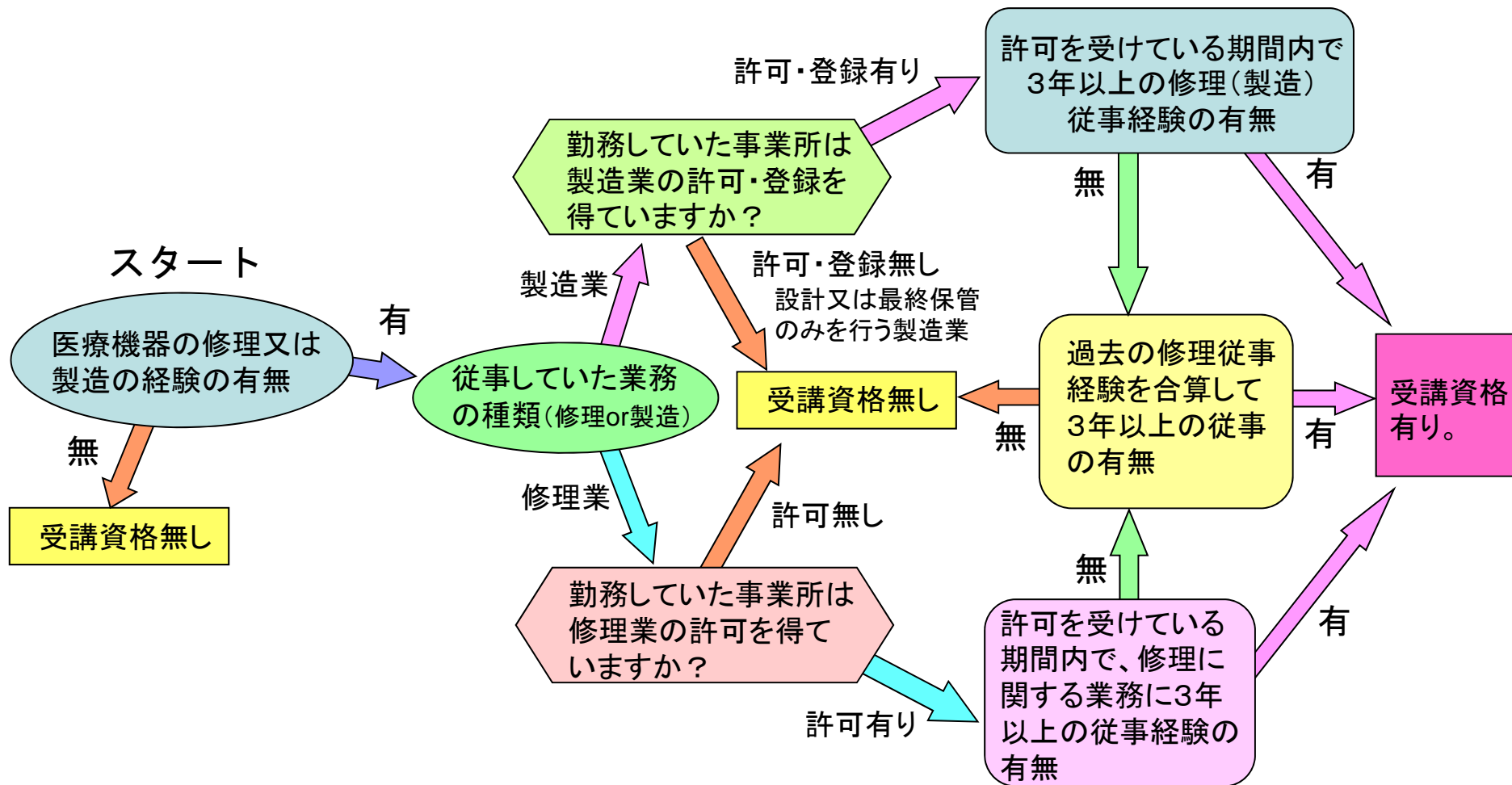


医療機器修理責任技術者基礎講習受講資格フロー図



※旧法における輸入販売業許可事業所での経験は含みません。

※許可を受けていない期間・事業所（製造業は許可もしくは登録をしていない期間）は対象外です。

※製造業許可・登録をしている事業所（許可・登録期間内）での修理経験は認められます。

ただし、修理業の特例を受けない製造（設計又は最終保管のみを行う製造業）を除く。

※「従事期間」は、勤務していた事業所が許可（以下、製造所の場合は登録を含む）を取得し、その有効期間中に従事した期間です。従って、許可を取得していない期間や、許可更新をせず許可のない期間は含みません。

※受講日の前日までに3年を満たせば、経験見込みとして受講可能です。